介護予防・生活支総合事業「訪問型サービスＡ」運営規程

（事業の目的）

第１条　この規定は社会福祉法人盡誠会が行う訪問型サービスＡ（以下「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者・事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　事業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

２　訪問型サービスを実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を地域包括支援センターへ報告するものとする。

３　訪問型サービスの実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター、医療機関及び稲敷市などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

４　前項のほか、稲敷市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　訪問型サービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　訪問型サービスＡ事業所　水郷荘

（２）　所在地　茨城県稲敷市幸田 1252

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次の各号に定めるとおりとする。

（１）　管理者　１名

　　管理者は職員等の管理及び業務の管理を行う。

（２）　訪問事業責任者　１名以上

　　訪問型サービスの利用申し込みに係る調整、従事者に対する技術指導、必要に応じて個別計画の作成等を行う。

（３）　訪問介護員　１名以上

訪問型サービスの提供を行う。なお、訪問介護員は介護福祉士、介護職員初任者研修課程修了者又は稲敷市長が定める研修の修了者とする。

（営業日及び営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

（１）　営業日　月曜日から日曜日までとする。ただし、１月１日～１月３日を除く。

（２）　営業時間　午前８時から午後５時までとする。

（３）　サービス提供時間　午前８時から午後５時までとする。

（訪問型サービスの内容）

第６条　訪問型サービスの内容は、生活援助とする。

（利用料その他費用の額）

第７条　利用料は稲敷市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収するものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）　稲敷市外片道１㎞あたり２０円とする。

（２）　買物代行サービスはサービスを提供する地域に関係なく利用者宅から買い物を行う店舗までの往復の走行距離１㎞あたり２０円とする。

３　前２項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付するものとする。

４　訪問型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５　法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスＡに係る利用料の支払いを受けたときは、提供した訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、稲敷市とする。

（事業提供に当たっての留意事項）

第９条　訪問型サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　事業者はサービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントに

おいて把握された課題、訪問型サービスの提供に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めることとする。

3　事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことが出来るよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮する。

（衛生管理及び感染症対策）

第 10 条　事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

（１）事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に（おおむね６か月に１回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施する。

（緊急時における対応等）

第 11 条　従事者は、訪問型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第 12 条　事業者は、訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援センター及び稲敷市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2　前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。

3　利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第 13 条　事業者は、提供した訪問型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

2　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3　事業者は、介護保険法の規定により稲敷市及び国民健康保険団体連合会（以下「稲敷市等」という。）が行う調査に協力するとともに、稲敷市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4　事業者は、稲敷等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（秘密保持）
第 14 条　従業者は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
２　前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記するものとする。
３　事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

（虐待防止）
第 15 条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
（１）虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上）実施する。
（４）上記の措置を適切に実施するための担当責任者を置く。
２　事業者は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、稲敷市に通報するものとする。

（記録の整備）
第 16 条　事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。
（１）　個別計画（作成が必要な場合）
（２）　提供したサービス内容等の記録
（３）　利用者に関する稲敷市への報告等の記録
（４）　苦情の内容等に関する記録
（５）　事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から５年間保存するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第 17 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
（２）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施します。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（職場におけるハラスメント）

第 18 条　事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附　則

この運営規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。

この運営規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この運営規程は、令和　４年１０月　１日から施行する。